

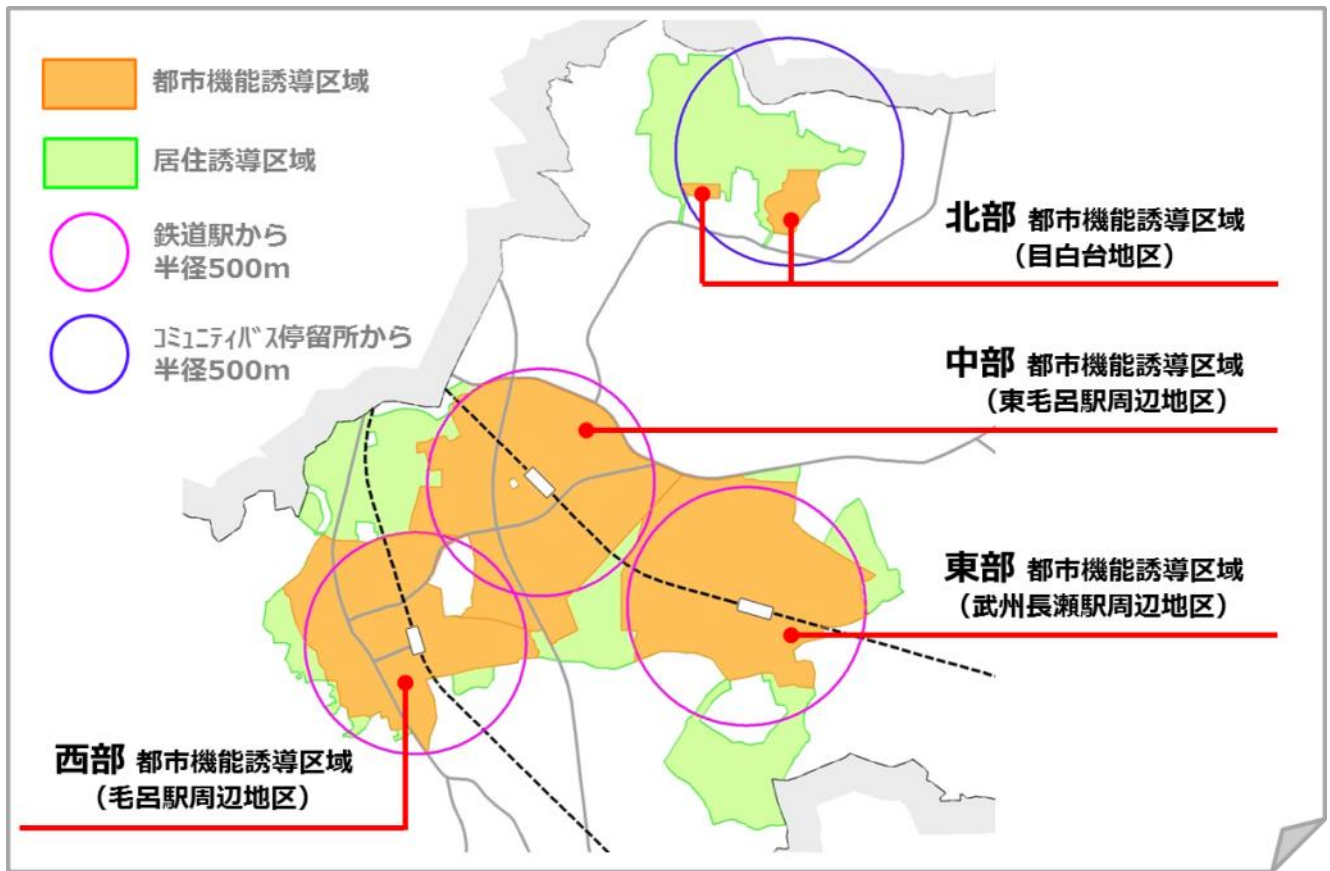
毛呂山町立地適正化計画

届出制度について

毛呂山町

毛呂山町立地適正化計画の概要

○毛呂山町立地適正化計画における各誘導区域



○各都市機能誘導区域における誘導施設

【西部都市機能誘導区域（毛呂駅周辺地区）】

○比較的速やかな誘導が求められる都市機能

- ・ 診療所（主に内科、小児科）
- ・ 健康増進施設
- ・ 多世代交流施設

○既存の施設における機能強化などが想定される都市機能

- ・ 商業施設（主に空き店舗対策）
- ・ 居住者の利便性等の向上に資する事業系施設（主に空き店舗対策）
- ・ 医療施設（埼玉医科大学病院などの機能拡張）

○今後の需要量などを勘案し、慎重な誘導が求められる都市機能

- ・ 子育て支援施設（主に保育所など）
- ・ 障がい者福祉施設
- ・ 高齢者福祉施設

【東部都市機能誘導区域（武州長瀬駅周辺地区）】

○比較的速やかな誘導が求められる都市機能

- ・ 商業施設（主に空き店舗対策）
- ・ 居住者の利便性等の向上に資する事業系施設（主に空き店舗対策）
- ・ 健康増進施設
- ・ 多世代交流施設

○今後の需要量などを勘案し、慎重な誘導が求められる都市機能

- ・ 子育て支援施設（主に保育所など）
- ・ 障がい者福祉施設
- ・ 高齢者福祉施設

【中部都市機能誘導区域（東毛呂駅周辺地区）】

○比較的速やかな誘導が求められる都市機能

- ・ 診療所（主に内科、小児科）
- ・ 健康増進施設
- ・ 多世代交流施設

○既存の施設における機能強化などが想定される都市機能

- ・ 商業施設
- ・ 居住者の利便性等の向上に資する事業系施設

○今後の需要量などを勘案し、慎重な誘導が求められる都市機能

- ・ 障がい者福祉施設
- ・ 高齢者福祉施設

【北部都市機能誘導区域（目白台地区）】

○比較的速やかな誘導が求められる都市機能

- ・ 診療所（主に内科、小児科）
- ・ 商業施設
- ・ 居住者の利便性等の向上に資する事業系施設
- ・ 健康増進施設
- ・ 多世代交流施設

○今後の需要量などを勘案し、慎重な誘導が求められる都市機能

- ・ 子育て支援施設（主に保育所など）
- ・ 高齢者福祉施設

居住誘導区域外における事前届出

○届出制度の目的

届出制度は、毛呂山町における住宅開発などの実態を把握し、立地適正化計画の見直しなどの今後の取組みに活用するものです。ご理解とご協力をお願いいたします。


○届出の対象となる行為

居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には、原則として町への届出が義務付けられています（都市再生特別措置法第88条第1項）。なお、届出を行わず開発行為等を行ったり、虚偽の届出を行ったりした場合、30万円以下の罰金に処せられる場合があります（法130条）。

【開発行為】

○ **3戸以上の住宅**の建築目的の開発行為

(例1)




届出が必要！

○ **1戸又は2戸の住宅**の建築目的の開発行為で、**1,000㎡以上**の規模のもの

(例2)

1,000㎡
1戸の開発行為



届出が必要！

(例3)

900㎡
2戸の開発行為



届出不要

【建築行為等】

○ **3戸以上の住宅**を新築しようとする場合

○ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して**3戸以上の住宅**とする場合

(例1)



届出が必要！

(例2)

1戸の建築行為



届出不要

※住宅とは、戸建て住宅、共同住宅及び長屋等をいい、寄宿舍等は含みません。

○届出の時期

開発行為等に着手する30日前までに届出を行うこととなります（法第88条第2項）。なお、届出は開発許可申請及び建築確認申請等に先行することが望ましいとされています。

○届出書類の作成と提出

届出は、以下の区分により、あらかじめ定められている届出書（様式）に添付図書を添え、正本と副本の2部を提出することで行います。

【開発行為の場合】

■届出書 = 様式1

■添付図書

- ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺1/1,000以上）
- ② 設計図（設計平面図、計画平面図 縮尺1/100以上）
- ③ その他参考となる事項を記載した図書

【建築行為等の場合】

■届出書 = 様式2

■添付図書

- ① 敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺1/100以上）
- ② 住宅等の2面以上の立面図、各階平面図（縮尺1/50以上）
- ③ その他参考となる事項を記載した図書

【上記2つの届出内容を変更する場合】

■届出書 = 様式3

■添付図書 上記のそれぞれの場合と同様

○届出に対する町の対応

届出を受理した後、届出者に対し、勧告の有無について2週間以内に通知します。

○届出を要しない軽易な行為

都市再生特別措置法施行令第27条の規定により、住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為、住宅の新築又は建築物を改築若しくはその用途を変更して住宅等とする行為については、届出を要しない場合があります。

都市機能誘導区域外における事前届出

○届出制度の目的

届出制度は、毛呂山町における誘導施設整備などの実態を把握し、立地適正化計画の見直しなどの今後の取組みに活用するものです。ご理解とご協力をお願いいたします。

○届出の対象となる行為

都市機能誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には、原則として町への届出が義務付けられています（法第108条第1項）。なお、届出を行わず開発行為等を行ったり、虚偽の届出を行ったりした場合、30万円以下の罰金に処せられることがあります（法130条）。

【開発行為】

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

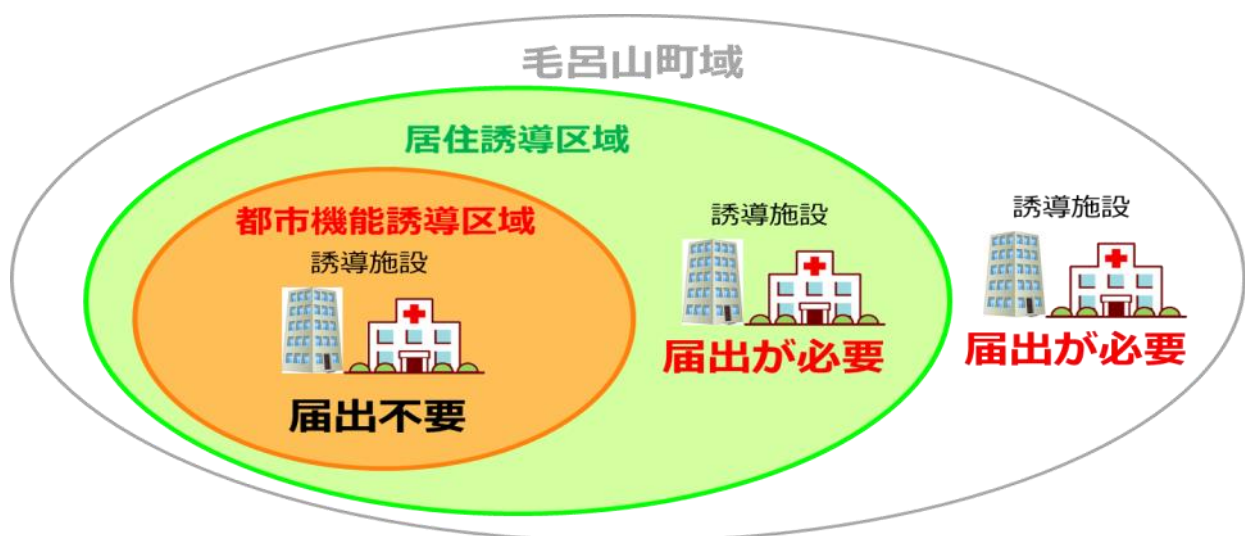
【建築行為等】

- ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ・ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

【誘導施設について】

本書1ページから2ページ及び、『毛呂山町立地適正化計画』第5章（55ページから71ページ）をご参照のうえ、毛呂山町まちづくり整備課都市計画係へご相談ください。

【イメージ図】



○届出の時期

開発行為等に着手する30日前までに届出を行うこととなります（法第108条第2項）。なお、届出は開発許可申請及び建築確認申請等に先行することが望ましいとされています。

○届出書類の作成と提出

届出は、以下の区分により、あらかじめ定められている届出書（様式）に添付図書を添え、正本と副本の2部を提出することで行います。

【開発行為の場合】

■届出書 = 様式4

■添付図書

- ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺1/1,000以上）
- ② 設計図（設計平面図、計画平面図 縮尺1/100以上）
- ③ その他参考となる事項を記載した図書

【建築行為等の場合】

■届出書 = 様式5

■添付図書

- ① 敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図 縮尺1/100以上）
- ② 建築物の2面以上の立面図、各階平面図（縮尺1/50以上）
- ③ その他参考となる事項を記載した図書

【上記2つの届出内容を変更する場合】

■届出書 = 様式6

■添付図書 上記のそれぞれの場合と同様

○届出に対する町の対応

届出を受理した後、届出者に対し、勧告の有無について原則として2週間以内に通知します。

○届出を要しない軽易な行為

都市再生特別措置法施行令第35条の規定により、誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為、誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築又は建築物を改築若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為については、届出を要しない場合があります。

届出様式記入例

○記入例1（様式1）

様式第10（第35条第1項第1号関係）

様式1

開発行為届出書

条第1項の規定に基づき、開発行為を届出します。

年 月 日

(宛先) 毛呂山町長

届出者 住所 毛呂山町〇〇1丁目
△△-△

氏名 株式会社〇〇
代表取締役□□ □

印

正本・副本に押印

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	毛呂山町大字〇〇字□△△番△
	2 開発区域の面積	□□□□. □□ 平方メートル
	3 住宅等の用途	専用住宅（非自己用）
	4 工事の着手予定年月日	西暦又は元号 年 〇〇月 〇〇日
	5 工事の完了予定年月日	西暦又は元号 年 〇〇月 〇〇日
	6 その他必要な事項	専用住宅の建設

届出日を記入
(工事着手30日前まで)

共有等で記入しきれない場合は、代表者の氏名及び「他〇名」と記載し、別紙に共有者各々の住所・氏名を記載・捺印して届出書の裏に糊付けし割印（共有者全員）

正本・副本に押印

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
注2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

開発行為における行為着手届の工事着手年月日を記入

開発行為の目的を記入

○記入例2（様式5）

様式第19（第52条第1項第2号関係）

様式5

該当する箇所に○

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築

建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為

建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 毛呂山町長

届出日を記入
(工事着手30日前まで)

届出者 住所 毛呂山町〇〇1丁目
△△-△
氏名 株式会社〇〇
代表取締役□□ □

正本・副本に押印

印

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	毛呂山町大字〇〇字□△△番 1 (宅地) 500.00㎡ 2 (宅地) 800.00㎡ 3 (山林) 1200.00㎡
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	商業施設
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	生鮮食料品売場 2500㎡ 飲食店 850㎡

都市機能の詳細を記入

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）は、氏名が記載されている場合、氏名を記載すること。氏名が記載されていない場合は、「他○筆」と記載し、別紙を届出書の裏に糊付けし割印（共有者全員）を捺印する。

記入しきれない場合は、「他○筆」と記載し、別紙を届出書の裏に糊付けし割印（共有者全員）

宅地建物取引業法に基づく重要事項説明

居住誘導区域外及び都市機能誘導区域外において一定規模以上の開発行為等を行う場合、町長への届出が義務付けられています。

これらの届出を行わない場合、罰則が科されるなど、届出義務を知らずに宅地又は建物等を購入した者は不測の損害を被る可能性があるため、届出義務に関する規定が重要事項説明（宅地建物取引業法第35条）の対象となります。

お問合せ先

○届出について

毛呂山町まちづくり整備課開発建築係 TEL：049-295-2112（内線：144・145）

○立地適正化計画の内容について

毛呂山町まちづくり整備課都市計画係 TEL：049-295-2112（内線：143）

参考資料（届出様式）

※毛呂山町立地適正化計画の本編及び届出様式につきましては、毛呂山町ホームページにおいて公開していますので、ご確認ください。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 毛呂山町長

届出者 住 所

氏 名

印

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p style="text-align: center;">都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="margin-right: 10px;"> <p>住宅等の新築</p> <p>建築物を改築して住宅等とする行為</p> <p>建築物の用途を変更して住宅等とする行為</p> </div> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">}</div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>について、下記により届け出します。</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(宛先) 毛呂山町長</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">届出者</div> <div style="text-align: center;">住所</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">氏名</div> <div style="text-align: center;">印</div> </div>	
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

行為の変更届出書

年 月 日

（宛先）毛呂山町長

届出者 住 所

氏 名 印

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 毛呂山町長

届出者 住 所

氏 名

印

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p style="text-align: center;">都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 20px;"> <div style="font-size: 3em;">{</div> <div style="text-align: center;"> <p>誘導施設を有する建築物の新築</p> <p>建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為</p> <p>建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為</p> </div> <div style="font-size: 3em;">}</div> </div> <p style="text-align: center;">について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">(宛先) 毛呂山町長</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> 届出者 住所 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> 氏名 印 </div>	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

行為の変更届出書

年 月 日

（宛先）毛呂山町長

届出者 住 所

氏 名

印

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。